

## 文京区障害児通所施設（児童発達支援・放課後等デイサービス）整備費等補助制度の概要 2

（主に重症心身障害児又は医療的ケア児を通わせる児童発達支援又は放課後等デイサービスに限る。）

①施設整備費補助金	補助対象事業	社会福祉法人等（営利法人を含む）が原則として、国又は都の障害児通所施設整備事業に係る補助金の交付を受けて、文京区内に児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所を整備する事業
	補助対象経費	施設整備に要した経費
	補助限度額	(1) 創設 3,000万円／1建物 (2) 改修 300万円／1建物 ※(1)(2)共、補助率3／4になります。
②定期借地権利用による障害児施設整備促進事業補助金	補助対象事業	社会福祉法人等（営利法人を含まない）が原則として、国又は都の障害児通所施設整備事業に係る補助金の交付を受けて、国有地等（区有地を含む）を定期借地権の設定により借り受けて、文京区内に児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所を整備する事業
	補助対象経費	国有地等の借受けに係る定期借地権の設定に際して当該国有地の所有者に対して支払う一時金
	補助限度額	都が補助する一時金と、路線価×土地面積×1／2を比較して低い方の額の1／2と同額を補助
③借地を活用した障害児施設設置支援事業補助金	補助対象事業	社会福祉法人等（営利法人を含まない）が原則として、国又は都の障害児通所施設整備事業に係る補助金の交付を受けて、国有地又は民有地（区有地は含まない）を借り受けて、文京区内に児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所を整備する事業
	補助対象経費	当該国有地等の賃料の一部
	補助限度額	都が補助する賃料と、補助基準額（児発・放デイ 300万円）を比較して低い方の額の1／2と同額を10年間補助
④開所費用補助金	補助対象事業	社会福祉法人等（営利法人を含む）が既存建物等を借り上げて文京区内に児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所を整備する事業
	補助対象経費	家主に対して支払う①利用者が入居するまでに要した家賃、②礼金、不動産業者に対して支払う③仲介手数料、④送迎車両のための駐車場代
	補助限度額	家賃=1建物当たり月額20万円限度（3月分まで）、礼金・仲介手数料=1建物当たり家賃補助額の2月分、駐車場代=1台分当たり月額5万円程度（3月分まで）

※①④の補助金の補助対象者は、社会福祉法人、一般（公益）社団法人、一般（公益）財団法人、特定非営利活動法人、医療法人のほか、その他の法人になります。

②③の補助金の補助対象者は、社会福祉法人、一般（公益）社団法人、一般（公益）財団法人、特定非営利活動法人、医療法人です。

※①②③の補助金については、原則として、国又は都の障害児通所施設整備事業に係る補助金の交付を受けているものを、区の補助金の補助対象とします。国・都補助額を控除した額が対象です。一方、国・都の補助制度に該当しない施設整備（例：主に重症心身障害児を通わせる児童発達支援又は放課後等デイサービス事業所の新築整備）もあることから、国・都補助金の交付がないものも区の補助金の補助対象とします。

※いずれの補助金も予算の範囲内での決定となります。申請ご希望の場合は事前に下記までご相談ください。

【お問い合わせ先】文京区福祉部障害福祉課障害者施設担当 電話03（5803）1285